

第52回議会運営委員会記録

令和2年12月9日

【開催日】 令和2年12月9日（水）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時30分～午前10時46分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
議事係長	中 村 潤之介	議事係書記	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 基本条例の検証について・・・資料1
- 2 その他

午前9時30分 開会

長谷川知司委員長 皆さんおはようございます。第52回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、基本条例の検証についてであります。では最初に、基本条例の検証について、確認したいと思います。今まで皆様方が話していただいたことで、たしか積み残しが後二つほどあると思います。災害時の議会の対応というのと、検証を今2年に1回というこ

とにしておりますが、それについてどうだろうかという、この2点だと思います。その前に一応、今まで話した中で、副委員長から気付きがあれば言っていたきたいと思っておりますので、資料を確認してください。

伊場勇副委員長 気付きといいますか、前回出させていただいた素案を皆さんでチェックしていただいて、変更した箇所だけ少し申し上げたいと思います。第2条のところで「本会議・委員会等の会議録は」ということで、「等」というのを上下の文章に入れております。これが、第2条で変更したところです。続いて第4条のところで、2行目のところで「前回の検証後、会派として政策立案、政策提言には至っていない」というところを追加しております。それと、第9条の政策討論会ですが、2行目のところで「議員各自が政策討論会を開催するための仕組みづくりを熟知し、政策立案及び政策提言を推進する意識を高める必要がある。」と。ここで、会派という言葉を入れたらどうなのかという意見があったんですが、委員長と話し合った結果、仕組みづくりはちゃんとあると。なので、そこをしっかりと理解した上で、まずは個人が意識を高める必要があるんじゃないかというところと、今後の対応としては、委員会の発議を認めるなどの環境づくりを検討するというところを追加しております。続いて11条の2行目のところで「意識が足りていない」という文言だけだと、何の意識かということになるので、「議員の一般質問の目的に対する意識が足りていない」というように追加しています。次の第12条の反問権については、「反問権の行使が行われていない」というだけの文言でありましたので、「答弁の中で内容を明らかにするための実質的な反問権は行われているが、反問権のための宣言はない」というような文言にしております。主なところは以上で、最終的に第34条のところで、委員長からもありましたように、今後の対応のところで一応、「条例見直しの期間は2年が適当か検討する」というところを追加しております。以上です。

長谷川知司委員長 副委員長から変更点などを述べてもらいました。皆様、ほ

かにもしあればお聞きします。

高松秀樹委員 気付きなんですけど、1ページの第2条の変更点を今、副委員長が述べられましたが、「本会議・委員会等の会議録はホームページで公開し、本会議・委員会等」と書いてあるんで、「ホームページで公開し、」の後の「本会議・委員会等」を取ったらどうですか。

長谷川知司委員長 そうですね。いいですかね。ほかにありますか。今日で確定ではないですから、再度見ていただいて、気付きがあれば、また連絡してください、今までの復習ということで。それで、これについて私は最初、各条だてでなくて各章ごとに検証ということを行いましたけど、今、条ごとにやっていますので、一応 条ごとで検証するように変えたいと思います。では、第34条について、先に話をさせていただきたいと思います。前回、会派に持ち帰り、皆様の意見を確認するということでしたが、この第34条の「2年ごと」ということについて、確認したいと思います。まず会派で話し合われた方から話を聞きたいんですが、ここを変更とか訂正したほうがいいということがあればお聞きします。ありませんでしたか。まず私の会派の「みらい21」ですけど、私から言っては御無礼ですけど、2年ごとというのはちょっとサイクルが短いんじゃないかということで、改選したその任期内に行く。ただし、それについては、どう書いていいか分かりませんが、当初研修をよくして、その後、何年かして見直しをして、また最後に実際に実行するということが、この度のように3年目に行くのがいいんじゃないかということがありました。ただ、それは具体的に書くんじゃないかと、任期内に見直しをするというような言葉でどうだろうかということになりました。

高松秀樹委員 委員長が今言われたのと一緒に、改選後3年をめぐるとか、そういう文言にやり変えたほうがいいということです。

長谷川知司委員長 では、会派を問わず、皆様方も意見があれば、どうぞ。

河野朋子委員 この条文自体を変更しなくてもいいということなので、今、意見を言わなかったんですけど、会派では、「2年ごとに検証」をこのまま残すという意見でまとまりました。しかも、この「2年ごと」というのはすごく曖昧なので、いつの時期にやるかということ、さっきの「4年に1回」でもそうなんですけど、1年経過した「2年目の最初」と3年経過した「4年目の最初」というサイクルとか、きちんと時期を決めれば検証の意味があると。条例自体は変えず、時期だけを内々に決めておくほうがいいんじゃないかという意見でまとまりました。以上です。

伊場勇副委員長 条例の「2年ごとに検証します」というところを「議員の任期内、かつ、見直し後4年以内に検証します」と。見直しというか、要は任期の4年以内に必ず1回は行うということと、検証から4年以内にまた必ず1回行うとしたらどうかということで、会派で話し合いました。

長谷川知司委員長 ほかに皆様方から意見があれば。もし、この「2年ごと」というのを残すのであれば、任期の2年目と4年目の最初でないと生き目がいかないという気はしております。私も検証してみたんですけど、皆さんと一緒に、この基本条例はよくできていると思います。ですから、ほとんど見直すことはないんですけど、ただ議員がこれに追いついていない場合が多々ありますので、それを議員に十分分かってもらうためにも、検証というのは必要ですけど、それが2年に1回必要なのかどうかということで議論にはなりました。結論が出ないようですね。

水津治議員 私は基本的には任期4年の間に1回。今言われたように、結構しっくりできていますので、よっぽどのことがないと見直しまで至らないと思うんですね。そうすると、検証は4年に1回とするのがベターじゃないかと思っております。

長谷川知司委員長 ここの文章表現は事務局と一緒に考えていきたいと思いま

すので、皆様は文章にあまりこだわらず、気持ちを言っていたいただければいいです。

宮本政志議員 私は、このままで何ら不都合を感じません。そのことを今回の検証を通して痛感しました。ですから、別段この条例を変える必要はない。このままでいいんじゃないかと思っております。

山田伸幸議員 この条例については、年数を掛けて作成した成果が条文に表れていると思うんですが、大事なことは、これを議員がしっかりと身につけること。それがないと、せっかくいいものを作っても意味がないということです。その辺のことを後世に託していかなくてはいけないのかなと思います。この第34条は、このままでいいのかなと思っています。

藤岡修美議員 私は、最初、長谷川委員長が述べられたように、任期の初めに議員の研修をしっかりと、ある程度経験してから任期中に1回という意見に賛成です。

岡山明議員 私も同じような感じですけど、やはり「改選後、任期内に」という表現がいいかと思えます。今回も実際3年目にやっていますよね。前回もどうかと言えば、同じように3年目から4年目に掛けてやっており、2年目という表現じゃないほうがいいんじゃないかと。改選後、任期中に1回やってはどうかと。3年目ぐらいかと。今言われたように、2年目、3年目になって、基本条例の中身が少しずつ分かる状況になってくると思いますので、2年目に限定せず、任期中に1回検証を行えばいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 議員の中にも基本条例に対する思いとか、熟度に対して温度差があります。岡山議員も言われましたように、最初に研修していくのが大事というのが皆さんの認識だと思います。ただ、意見がまだ固まりませんので、私と副委員長でほかの委員外議員の方に個別にお聞きし

て、次回、こういう意見だったということで報告し、結論が出ればと思います。今日は結論に至らないので、ここで置いておきます。では次に、岡山議員から提出された議会基本条例に加えるべき危機管理条項案ということで、すみませんが、岡山議員から説明があればお願いします。

岡山明議員 資料1ですが、危機管理ということで基本条例に必要な不可欠じゃないかということで、何度も申し上げさせていただきました。各自治体を見ると、ないところも結構あるという状況で、県内では下関、防府の2市だったと思うんですけど、基本条例の中に危機管理という表現があり、今回、第2条の2という条番号にしています。中身を読ませていただきます。「第2条の2 議会は、災害等緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市長その他の執行機関とともに、危機管理体制の整備に努めるものとする。」。二つ目に「議会は災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。」としております。この解説として、一つ目に「大規模災害等が発生した場合、市長は災害対策本部を設置して対応に当たりますが、関係機関や市民のほか、議会も一丸となって、市民の生命・身体・財産の安全のため活動する必要があります。議会では、「山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱」を定め、危機管理体制の整備に努めております。」。二つ目に「議会は、大規模災害などの異常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持しなければならないことを定めるものであります。」ということです。そういった形で皆さんの賛同を得られれば、危機管理の条文を追加していただきたいという趣旨です。以上です。

長谷川知司委員長 今、岡山議員から、これを提案された趣旨が述べられました。岡山議員、大変ありがとうございます。ここで質疑等があれば、受け付けます。

山田伸幸議員 この4月に、新型コロナウイルスの感染の広がりから、私たちは特別委員会を設置して政策提言などをずっと行ってきました。正にこの危機管理に対応してきたと思います。それは、議会の活動原則の第2条の(2)、(3)の辺りに基づいて行われたのではないかと思っているんですが、それだけでは足りないと考えて提案されたということによろしいでしょうか。

岡山明議員 今、お話された第2条の(2)、(3)の中に言葉はあるんですけど、お話ししたとおり、コロナの感染が拡大する中で、議会として早期にコロナ特別委員会を設置しましたが、私はそれを担保するものが必要だと思います。この基本条例の下でコロナ感染対策の委員会が設置された状況ですが、明確な定めがない。今後の早期の対応を担保する意味で、基本条例の中に条文を置いて進めていただきたいという趣旨です。

長谷川知司委員長 この度はコロナにきちんと対応できたんですが、今後のためにきちんと明記したいという意図だと思います。ほかにありますか。

宮本政志議員 仮にこの条項が災害時になかった場合、デメリットとして、どうということが想定されますか。

岡山明議員 まず基本条例に危機管理の定めがないことについて、非常に問題であると。山陽小野田市議会災害情報連絡会議設置要綱はあるんですけど、その上の条例に危機管理を総括した規定がない。その意味で、基本条例の先頭の辺りにしっかり入れれば、情報連絡会議を素早く設置できる状況になると思いますので、必ず基本条例に定めるべきという考えを持っております。

長谷川知司委員長 第2条については、平常時、災害時の全てに適用されることだと思いますが、改めて災害時の危機管理をここにうたいたいという趣旨だと思います。ほかに意見はありますか。第2項に「議会機能を的確

に維持しなければ」とあります。この議会機能というのはどういうことを指しているのか、分かれば。

岡山明議員 第2項には、議会機能を的確に維持するという事で、例えば、議会基本条例にない状況は、議会として進める形が取れていない状況であり、市の執行部が議案を作られた場合、専決処分される可能性が多分にある。地域によっては大災害で議会の立ち上がりが遅い場合、専決処分の形で進められる可能性もあるということで、二元代表制の片方である議会は運営をしっかりと進める形にしていきたい。議会としては、専決処分だけは避ける形が必要なんかなと思うんです。そういう意味であり、議会の機能はしっかりと継続していただきたいという趣旨です。

山田伸幸議員 専決処分は別の問題なんですよね。急いで臨時議会なりを開けばいい話で、今回もその対応をずっとしてきたと思いますよね。よっぽど時間がないとか議案を作れないとかというようなときに専決処分をすることはあるかもしれない、ものすごい緊急非常事態で。でも、これまでも対応してきましたし、今回、コロナの特別委員会では、議会から臨時議会の招集を求めて、市長が招集し、すぐに議案化している。こういうことが何回も、5月から6月に掛けて行われてきて、十分に果たしてきたと思っています。どうしても専決処分をさせないということなら、通年議会ということになるんですけどね。

長谷川知司委員長 この度のコロナであればできますけど、例えば、地震や災害で庁舎が使えないときにどうなのかなっていうのもありますよね。

岡山明議員 今回のコロナの状況において、一般質問を自粛したという状況があります。それと、地震や災害とかがあった場合、議長を中心に体制を整える必要があると思います。場所の関係もありますが、議長が率先して議会の開催をする上で、基本条例の中にそれを明記することで機能を

しっかりと維持する。その部分から必要性を感じるということです。

長谷川知司委員長 今日結論出すには議論が足りませんので、岡山議員に趣旨を聞きたいとかあれば、お聞きしますが。

伊場勇副委員長 僕も、第2項の「議会機能を的確に維持しなければならない」というのが、どう的確に維持するのかというところの計画が今、本市にはないですね。どういうふうにしていくのか、臨機応変にやっていくのかというところで、例えば、業務継続計画とかを下関市は策定している中で、どう的確に維持するのかという、そのやり方や手法もいろいろ定めなきゃいけないのかなと思っています。

岡山明議員 今、副委員長が言われたんですけど、私は理想的には事業継続計画のような形が取れば一番よろしいと思うんですけど、現状としては、こういう表現で進めていただきたいと。今、危機管理の規定がない状況であり、今後の検討課題として副委員長が言われた事業継続計画も考えられますが、今はこの文章が私は最適じゃないかなと思っています。

藤岡修美議員 大規模災害対応をいろいろ調べてみて、三重県議会が追加で「大規模な災害その他の緊急事態への対応」ということを基本条例に入れています。それはあくまでも議会の立場。ちょっと読み上げますけども、「議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。」。だから、執行側ではないんで、議会は。何かその辺のわきまえというものが要るんじゃないかなと。執行部と一緒に動けないと思うんですけど。

岡山明議員 今、お話しされたように、そういうことで、第1項に危機管理体制の整備ということで、執行部の足手まといとなる形は起こしてはいけんということで、取りあえず災害情報連絡会議の開設で、議会はある程

度進めるということと、もう一つ、先ほどお話ししたとおり、事業継続計画案じゃないんでしょうけど、そうした見直しが今後行われる状況が生まれ、藤岡議員が言われたような形も明確になってくると。山陽小野田市の事業継続計画のような形で議会として今後作っていただきたいと。今、取りあえずはこの条例で進めていただきたいという趣旨です。

長谷川知司委員長 皆さんの中で、ここはこうしたらいい、あるいは、これはどうかなというのがあれば、次回きちんと聞きたいと思います。

水津治議員 この危機管理を入れることによって、現在の基本条例の他の条文で改正が必要になってくるか、そこまで確認しておられませんか。

岡山明議員 それを別の項目に入れようと思ったんですけど、第1項、第2項も、頭に「議会」という表現を入れとるものですから、取りあえず今回は第2条の2として、今後、将来的に次の改選後の方々が見直しして、危機管理が必要でないという状況であれば、別個、新たにそういう項目を作って作成されればということで、御理解いただければと思います。

長谷川知司委員長 この提案について、ほかに質疑はありませんか。

高松秀樹委員 質疑じゃないんですけど、厚狭川の激甚災害のときに、議会がどう動くのかって、結局、うまいこと動けなかったんですよね、当時。今、岡山議員の話を聞くと、これいわゆる議会版のBCPの根拠となる条文を作成したらどうかということだと捉えると、条文は別にしても、いわゆる危機管理の条項を入れるのか入れないのかというところをまずしっかり議論して、必要があるのであれば条文にするとしないと。見てみると迷走しているんで。僕は、この危機管理の条項は、あって悪いものじゃないのかなという気はしております。

山田伸幸議員 岡山議員が頑張って、こういう危機管理条項案を作成されまし

たけど、この第2条の括弧のうちの1個に、危機管理という形でどこかに差し込んでもいいかなということもありますが、今日初めてこれが出てきたので研究不足ですから、持ち帰って改めて提案したいと思います。

長谷川知司委員長 皆様方から意見をお聞きしました。それで、今日結論を出そうという気持ちはありませんので、一応、会派に持ち帰り、あるいは私から、今ここに出ている方以外の議員にも意見をお聞きしたいと思います。一応そういうことで、今日はこれぐらいにしたいと思います。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)付議事項1については、もうほかはいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、ここで休憩を取ります。10分ぐらい休憩ということで行きたいと思います。

午前10時5分 休憩

午前10時16分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして委員会を再開します。先ほど岡山議員からの提案があったことに対しては、私も勉強不足でして、似たようなことを、あり方検討委員会で検討されているという情報がありました。そういうことで、皆様方もその議事録を確認する。私も当然、議事録を見ないといけんですけど、それを見て、また話したいと思います。それから、もう一つありますのは、この危機管理について、内容よりも、まず入れるか入れんかちゅうことを先に話さないといけないということもありますので、それも含めて次回に話したいと思います。それで付議事項1は終わります。付議事項2のその他に行くんですが、ここで委員外議員の方もこのまま同席していただきたいんですが、それでいいかどうかを委員の皆様にお聞きしますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、付議事項2、その他。何かありますか。

宮本政志議員 まず確認したいんですけども、事務局かな。以前の議運で、一

般質問の通告に関しては詳細にっていう決定事項があったと思うんですが、どうだったですかね。

中村議会事務局議事係長 前回というか結構前からあって、一般質問を2回自粛しているんで、去年の12月か、3月ぐらいのときに一度、そういうふうに出していただくようになって、それはずっと変わらずこの度も継続しているはずですよ。

宮本政志議員 それを確認した上で、今回の12月定例会の一般質問の中で通告があまり詳細になってないケースがあったように思われます。そうしますと、ますます執行部との一般質問の在り方について、もっと厳しい条件っていうか要望が出てくることも懸念されますので、議運で一般質問の通告の在り方をもう一度議論していただきたい。そして、全議員に徹底して周知もしていただきたいと思います。委員長、いかがですか。

長谷川知司委員長 これはよいことですので、再度、皆様方に通知するということは大事だと思います。より詳細にということを知りたくていいのか、あるいはほかに何か。今聞き取れなかったんですけど、どういうことを宮本議員は言われたんですかね。

宮本政志議員 その辺り全議員に徹底してっていうことを、もう少し議論、つまり通告書の在り方そのものの議論を議運で取り扱っていただきたいなと思って提案しております。

長谷川知司委員長 前回はより詳細にということで終わったんですけど、もっと具体的な形で話をすることですね、議運の中で。今、宮本議員から議運の中で、一般質問の通告について、より詳細にっていうことを具体的に詰めていただきたいということがありました。

山田伸幸議員 ということは、一般質問の冒頭質問、一問一答の場合は、1問

程度しか質問を書き込んでいないんですが、それを再質問に至るまで全て書き出せということなんですか。

宮本政志議員 いや、そこまで言っているのではなくて、通告の中で、例えば、市政全般についてとか、拡大解釈できて広い意味の通告書になっておりますと、要は何でも聞きますよってこととなります。そういうところをこの度の一般質問で感じる部分がありましたので言っております。今、山田議員が言われる、そこまで詳細に一つ一つ通告してくれっていうことを言ってるわけじゃありません。

長谷川知司委員長 これは、1回議運の中でテーマとして出してほしいということですね。それは採用して、議論させていただきます。ほかに皆様方で、その他であれば。

高松秀樹委員 今、宮本議員が言われたことなんですけども、これは既に議運で確認済み事項だと思っています。今回の通告を見ても、例えば細目の項に何とかについてってあると、「ついで」の後が書いてないんですよ。より詳細に通告は出すべきだっていう確認をしているということを考えれば、結局、何を質問したいのかっていうのをしっかり書き込む必要があると思います。これをもう、今事務局いわく、相当前に決めているにもかかわらず、いまだにこういう状況というのは、方法に問題があるのかなという気がします。そうしたら、それをどうやって議員全員に認知していくのかということをしっかりここで協議しておかないと、ああそうですねって、また恐らく3月定例会は同じような質問に終始してしまうと思っております。

長谷川知司委員長 私の例から言えば、前に出したときに、これじゃ分かりにくいとか、あるいは広過ぎるとかいう指摘を事務局から頂きまして、またそれを訂正した例があります。これについては当然、議長に見ていただいて、それを最終的に事務局でチェックしていただくということですよ。

が、ただ、それを事務局がどこまでチェックし切れるかというのがあります。最終的には議員の自覚になりますけど、その自覚をもう1回促すというのは大事だと思います。ただ、それだけじゃ済まないというのが高松委員のおっしゃっていることです。

中村議会事務局議事係長 議運の資料で出したかは定かではないんですけども、もともと令和元年の8月ぐらいに一度この話があって、たしか他市議会の一般通告書の様式を見たいっていうお話になったんです。あのときも高松委員からだったかなと思うんです。そのとき口頭で説明したかもしれませんが、今手持ち資料しかないんでしゃべることしかできないんで申し訳ないんですけど、例えば湖西市でしたら、うちと同じように質問方式があって、主題を書いて、その後に1ページぐらい掛けて質問しようとする背景や経緯、質問の目的、質問の事項等を記載されています。これが一つの質問について書かれています。これはホームページから抜粋しているので、丸々しゃべっても大丈夫なんですけど、あと亀岡市議会では、質問の要旨はうちと同じぐらいなんですけど、答弁者までこちらから書いています。でも、通告書の様式としては、今言った湖西市とかが結構詳しく書かれているので、また次回までに議員の皆さんに配るとか、議運で出すとかっていうことであれば御提示して議員の皆さんが参考にできるんじゃないかなと、議論の参考にもできるんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 その資料を議運の中で見て、いろんな市議会があって、非常に詳細に書かれているところもある。詳細すぎるかなというのがあったんですけど、今うちの一般質問の通告は様々になっているんですよ。詳細に書かれている人もいる。詳細というのは、つまり通告書を我々または市民、執行部が見たときに、何の質問をするのかというのがやっぱり分かる人とそうでない人がいらっやると。そうでないときは、議長の議事整理権の中で、その質問が関連質問に当たるのか、それとも通告外に当たるのかという判断が非常に難しくなってくるんだと思います。そ

れによって、ほかの議員から不平不満が出るということを考えると、きっちりその辺の線引きをして、通告書を提出してもらうようにすべきだと思います。先ほど委員長から、事務局でチェックという話がありましたが、これは事務局でチェックして修正している状況なんですか。どういふ通告書の手直しをしているのか教えてもらえますか。

尾山議会事務局長 例えですが、「何々について聞く」という表現があったとします。一般質問ですから、「何々はどうか」とか、質問のような文言になっておればいいんです。先ほど「ついて」というのをおっしゃった方がおられますけど、「何々について」だと解釈すれば範囲が非常に広い場合もあるので、そこはきっちりと質問形式にさせていただきたいということで、これでいいですかと御本人に確認して修正しております。

高松秀樹委員 例え、「市場問題について聞く」という一般質問の通告が出た場合、私自身は非常にまずいと思うんです。つまり、市場問題の何について聞くのか。問題はもう山積している状況の中で、何でも聞けるという状況が本当に通告書としてふさわしいのかどうなのかというところを、しっかり議運の中で議論して、どの程度まで書き込むのか、様式が作れるんなら様式を作る必要があるのかという気がしております。

長谷川知司委員長 そうですね。ほかにありませんか。今、うちは聞き取りをしていますがお互い話して聞き取りしているからということで、ちょっと通告外じゃないかということまで今回あったと思うんですね。そういう意味で、ちょっと分かりにくい通告があったんかなというのは私も感じました。様式を改める、それも含めてみますか。

山田伸幸議員 要するに論点、自分が何を聞きたいんかというのが明らかになっていない、自分がまとめ切れてないまま一般質問通告書を出したという例があったんではないかなと思うわけです。やはり聞き取りをするけれど、ここに書いてあるとおりで分からんのかねというふうにして、私

の場合は全部それで、こういうことでお答えしますという形で、そんなには長く掛からないんです。時に見受けますけど、何時間も職員を拘束して、それをやり続けるというのを聞くと、それは趣旨が明確になっていないのかなと思わざるを得ない例があるというのは分かっています。ですから、市民から見ても、こういうふうに聞くんだと、確かにこう聞いていると分かるような通告書であればいいかなと思います。

高松秀樹委員 そのとおりだと思います。一般質問について、山陽小野田市は通告制を敷いているということを考えると、しっかり通告書に書く必要があると思っていますので、そのルールづくりをもう一度きちんとしていかないと、このまま放置の状況では本会議場が混乱すると思います。

長谷川知司委員長 ほかありませんか。通告のルールづくりということは見直しかもしれませんが、それが要するという意見がありましたが、どうでしょうか。

高松秀樹委員 できている議員もたくさんいらっしゃるんですよ。そうでない議員もそれが正当だと思って出されているはずなんですよ。だから、いわゆる通告をきちんとすべきということを恐らく知らない人が多いんじゃないかなと思います。よくよく考えると、僕もきちんと会派に伝えたかなとか思って、そういう意味でちょっとまずかったなという自戒の念を込めて、再度そこをしっかりとやっていただきたい。それで初めて執行部とのきちんとした議論ができる場合もあると思っています。執行部も結局、何を質問されるか分からん状況の中で、用意もしていないというのを時々見受けられますので、それをしっかり議論する上でも通告書に書き込むと。もちろん聞き取りも大事ですけど、聞き取りは表に出ない裏の顔なんですよ。そういうことも踏まえて、通告書にしっかり書いていくというのが重要だと思います。

山田伸幸議員 今回の一般質問、最初は休憩を挟むということだったんですけ

ど、途中から議長が着席してということになったんですが、それが人が変わってもそのままだったんです。ですから、ブザーもならないまま始まるということもあったりして、人が変わったときはきちんと分かるような議長の指示をしていただきたいなと思ったんです。特に最終日、その辺が曖昧だったような気がするんですけど。

中村議会事務局議事係長 恐らく、決めたのが3日目だったですかね。その日の一般質問後の議運でたしか決めたので、4日目の3人から、その運用をしました。その運用の仕方っていうのが、今、山田議員がおっしゃったように、朝の1番だけ議長の入場があって、それはジリリンとベルですかね、号鈴というか、鳴らして、席に着かれて開始の時にブザーでお知らせをする。そこを休憩の度に行っていたのを、そこから以後、休憩については全て議長が座ったところから始め、ブザーのみでさせていただきますっていう説明をしたと思います。そこが多分、山田議員からすると、1人目から2人目が変わったときは議長が入る合図というか、そこが分からないので、ベルを鳴らす今までどおりの運用すべきか。つまり多分、同じ人の休憩の間だけそのやり方のほうがいいんじゃないかっていうお話なんじゃないかなと思います。

高松秀樹委員 議長が本会議場に入室した時にベルが鳴りますよね。始まる時、これは会議のベルですよ、規則か何かにある。最初のベルは、これはどっかにそういうことがうたってあるんですか。

中村議会事務局議事係長 すみません、すぐ調べます。

長谷川知司委員長 申し合わせ事項の何番か分かりますか。

尾山議会事務局長 明文化されているところだけ申し上げます。会議規則の8条の第3項に「会議の開始は号鈴で報ずる。」。次に申合せの中の152ページの18番に、今度は「開議」っていうのが「開く」、議は会議の

「議」で、「会議を開くときのその号鈴は、おおむね10分前の庁内放送及び直前のベルにより行う。」。今、リリリリンってというのが、議長が議場に入られる前に鈴のような音がするものを鳴らしています。議長が最初の一言を発せられる直前に、ブーってというブザーを鳴らしているのが現状です。ですから、このベルっていうのを、申し合わせ事項の直前のベルにより行うというのは、どういうふうな音をベルとするかってのは、今はブーというのをベルと解釈しています。リリリンという鈴もありますんで、その辺は事務局のほうで鳴らし方を変えれば音色が変わりますので自由にできるんですけど。

高松秀樹委員 確認ですけど、10分前の音がするのは開議のベルなんですか。開議のベルって、何か始まるときのベルのような気がしますけど。

尾山議会事務局長 おおむね10分前の庁内放送とは事務局の書記が放送をしておるものです。何時から何とかが始まりますので、関係者はお集まりくださいっていう放送です。それも号鈴ということの一つだっていうふうに申し合わせ事項には書いてあります。何も鈴を鳴らすことだけではないんですよ。庁内放送も号鈴なんですよ。それと、号鈴は「鈴を鳴らす」とは書いてないんです。直前のベルにより行うって書いてあるんです。ベルなんですよ。ちょっとその辺がよく分からない曖昧なところで、「直前の」ってというのが、議長が発せられたいときには、事務局の書記に合図をされるんです。カメラが議長に向いたときに、初めてブーってというブザーを鳴らして議長がしゃべり始められるので、多分このブーってというのが直前のベルではないかなと思われます。

高松秀樹委員 だから、ブーっというものが会議のベルの話ですよ。山田議員が言われる、議長が入室される時のベルが何て言いよってですかね。

尾山議会事務局長 これは規定がありません。多分ないと思います、はい。

長谷川知司委員長 やり方を変えたときには、やはり戸惑いとかがあるんですけど、これで慣れれば問題ない場合もあるし、やっぱりそれはまずいよという場合もあるし、今回やってみればいかと。すぐ結論出すのはちよっとどうかなと思います。

山田伸幸議員 いや、だからこちらの勘違いかもしれませんが、私はつきり次の人が始まる時はブザーで入るのかなと思っていました。それがなかったの、どうかなと思っただけです。それで行かれるのならば、それでいいです、別に。

尾山議会事務局長 議長のおっしゃられている原稿では、一般質問でしたら朝の9時半に、ただいまから始めますということをおっしゃるし、4人目が終われたときに、本日の日程は全て終了しました、これで散会といたしますということで閉会の宣言をされますので、それ以外の、人が変わられたとき、2人目に入られたときが会議を開くって意味になるのかどうか。ここで開議の号鈴は直前のベルで行うってということが書いてあり、それとか会議規則で、会議の開始は号鈴で報ずるってありますけど、それをどう解釈するかってことです。でも、事務局としては余りこだわることなくて、先ほど山田議員がおっしゃることも全然可能だと思いますし、昨日のやり方でも可能だと思います。

長谷川知司委員長 ほかの委員は何か感じたことがありましたか。変わったときには、とにかく戸惑いはございますが、それで慣れてしまえば何てことないということもあります。一応、このままやっていただいて、それでどうしてもってときは、またそこで元に戻すなり違う方法ということで行きたいんですが、それでいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで、議長、進めていかれたらと思います。

小野泰議長 私も戸惑いがあったんですが、手を挙げてからすぐに鳴らないということもありましたから、タイムラグがあったりしましたので。

中村議会事務局議事係長 その件を御説明します。議員が発言される場合に、事務局の人間が座席とか質問者席とかのボタンを押しますが、おっしゃるようにタイムラグがあります。ですので、多分、改選後の最初の議場での説明のときに、マイクのランプがついたのを確認してから発言してくださいっていうのを議員の皆様そして執行部の方にも同じように説明しております。ただ、議長から当てられると、議員の皆さんはすぐに立って発言されたいので、少しゆっくり発言していただければと思います。事務局も、見て、次に発言するっていうときは少し早めにボタンを押すようにしているんですけども、それでもちょっと間に合わないときがあるので、事務局もなるべく早く押せるように対応しようと思いますので、議員の皆さんも、そこに気を付けて発言いただけたらと思います。

高松秀樹委員 この際ですので聞きますけど、まず一つは、後ろにアクリル板が設置される話があったじゃないですか。あれが大体いつ頃になるのかというのと、今回、お二人の議員が質問者席で発言される際に、事務局のタッチパネルの操作の後にマイクが入らなかったことがあるんですけど、あれは一体どういう状況だったのか。今後また再発する可能性があるのか。

中村議会事務局議事係長 まず一つ目の議員の2列目の座席の前に付けるパネルは明日設置ということのようです。それと、もう一つの意見であったマイクの電源落ちの件ですけども、ちょっとまだ原因はつかめておりません。ひょっとしたら今、ブーっていうブザーが実は2種類あって、事務局の席の右前辺りにボタンが1個あるんですね。それと、もう1個、実は画面にもあるんです。机にあるボタンを押したときに落ちていることがあるんです。ひょっとしたら電気の量とか、その辺りも関係しているのかと思って、画面でブザーを押すようにしています。ちょっとブザーの音が多少小さかったのはそのせいで、対処としては、そちらで今は不具合が出ていないので、画面の開会ブザーというボタンを押すことに

よって防いでいる状態です。なので、こちらのボタンのほうを押して不具合が出るかどうかまで判明していないんですけど、そこまでは対処しています。原因をつかむようにしていますので、少しお待ちいただけましたらと思います。

岡山明議員 今のはシステムの関係であると。質問者が登壇して質問するときにとっても、私のときに2回とも切れているんですけど、今後その辺は大丈夫ですか。

中村議会事務局議事係長 不具合はきちんと業者も呼んで確認します。質問の時間については、ストップを押して確保しています。ちょっと流れが悪くなって申し訳ございませんでしたが、よろしく願いいたします。

長谷川知司委員長 ほかにありませんか。では、議長、副議長で何かあれば、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次の全員協議会の開催日、12月11日の金曜日、午前9時半から議運決定事項を報告するということになっておりますので、これでいいですか。（発言する者あり）委員外の皆さんに、再度湖西市の資料を渡して確認するという事によろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、第52回議会運営委員会を閉じます。どうもお疲れ様でした。

午前10時46分 散会

令和2年（2020年）12月9日

議会運営員長 長谷川 知 司